○厚生労働省令第百四十四号

構 造 改革 特 別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第三十四条の規定に基づき、 厚生労働省関係構 造改

革 特 別 区 域 法第三十四 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の 部を改

正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令 の特 例 に . 関 する

措置を定める省令の一部を改正する省令

厚生労働 省 関 係 構造改 革 ·特 莂 区域法第三十四条に規定する政令等規 制 事 業に係る省令の 特 例 12 関する措 置

を定め る省令 平 -成十五 年厚生労働省令第百三十二号) の 一 部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(医療法施行規則の特例)

第四 条 地 方公共団体が、 その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別 区域内における病院 (医療

療法 保等に あっ 法 ては、 臨 区 臣 合に当 につ |域 . (T) 床 (昭 認定 施 て、 法 試 関 「和二十三年法律第二百 第三十 1 該 同 行 験 患者以 を申 項 規 被 す て、 (当 る法 第三号イ 則 験者を入院させるため . 請 該 臨 兀 昭昭 外の者 条に 律 床試 臨 床 和二十三年厚生省令第五 (昭 規定す 中 その認定を受けたときは、 試 験 和三十 験 を被験者として行わ 専用病床 $\overline{\mathcal{O}}$ に る 病 係 五号) 室 る被 政 五 年 令 $\widehat{}$ とあ 等 0 法 験 般病床 律第 規 者 第一条 病床をいう。 制 る \mathcal{O} 入 事 \mathcal{O} 百 一十号) の五 業 は 院 匹 れ (医療法第七条第二項第五号に規定する一般病 十五 る治験 に係 期 $\overline{\mathcal{O}}$ 当 第一 間 T該認定 号) 第十六条第 る 病 が 省 を整備することを認めて法第四 項に規定する病院をいう。 室 お <u>(</u>医 第二条第十 令 お |薬品、 臨 0 む \mathcal{O} 床 日以後に ね 特 試 例 一項第三号及び第十 十 験 に 医療 日 . 関 専 以 七 用 内で 機 おける当該 項 す Ś 器等 E 病 措 あ 床 規 の品質、 定 置 る (厚 する治 を定 ŧ 生 認定に係る病院 \mathcal{O} 以下この条に め 一労 に [条第· 験を 号 の 有効性1 る省令 働 限 省 る。 規 九項 関 1 う。 床をい 定 及び 係 平 お $\widehat{\mathcal{O}}$ 構 0 を実 安全性 に 内 į, 成 造 適 、 う。 、 て 同 そ 改革 閣 + 用 対 施 五 す に 総 \mathcal{O} す る医 の確 ľ 年 特 つい る 他 理 で 大 厚 別 \mathcal{O}

床試

験専

用

病

床に係る病室に隣接するものを除く。)

に限る」

と

同号ハ

中

廊

下

とあるのは

「廊下

と

同

項

第

+

号口中

 $\overline{\mathcal{O}}$

廊

下

(病院

に係るも

のに限る」

とあるの

は

 $\overline{\mathcal{O}}$

廊

下

(病院

に係

るも

 \mathcal{O}

(臨 生

一労

働

省令第百三十二号)

第四句

[条に

規定する臨

床

試

験

専

甪

病

床をいう。

以下

一同じ。

に係

る病力

室を除く。

附則

この省令は、公布の日から施行する。